

Title	第一部 張家山漢簡解題
Author(s)	金城, 未来
Citation	中国研究集刊. 2008, 47, p. 81-87
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/61009">https://doi.org/10.18910/61009</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 第一部 張家山漢簡解題

金城未来

本稿は、張家山漢簡の主要六文献（『二年律令』『奏讞書』『脈書』『引書』『算數書』『蓋廬』）の解題であり、主に各文献の書誌情報と概要とを記す。書誌情報は『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』（文物出版社、二〇〇一年十一月。以下、『張家山』と略記）に依拠し、概要はこれまでの諸研究を参考に、最新の情報も加えて作成した。なお、『張家山』の掲載順とは異なるが、『脈書』と『引書』とは共に医学関連書であるため、続けて解説を施すこととする。

## 『二年律令』（にねんりつれい・にねんりつりょう）

### （1）書誌情報

全五百二十六簡（完整簡四百九十四簡、残簡三十二簡）。両端は平斉。簡長は約三十一cm。三道編綫。第一簡（首簡）の背面に「二年律令」と記されている。この「二年」

については諸説あるものの、呂后二年（前一八六年）を指すとする見方が有力視される。また、第八十一簡「盜律」の下部に「鄭姫書」（鄭姫書す）と、書写人の名称と思われる記述がある。

なお、『張家山』釈文公開後、赤外線技術を用いて再度文字の判読が行われ、新たに竹簡十四枚が追加公開された。（彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令与奏讞書—張家山二四七号漢墓出土法律文献積読』、上海古籍出版社、二〇〇七年。詳細は、『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』解説「序言、及び第二部参照」。

### （2）概要

本書は、前漢初期の法令集であり、「盜律」「賊律」等の二十七種の律と、一種の令（「津関令」）よりなる。律令の内容は社会・政治・経済等、多方面に及んでおり、その主なものは、以下の通りである。

まず、犯罪に関わる法令には、窃盜に関する処罰を規定した「盜律」、傷害・殺人・謀反等の罪を規定した「賊

律」、誣告に関する「告律」等がある。

また、爵位に関する規定には、爵の授与を定めた「爵律」、爵位に応じた田地の支給を規定した「戸律」、有爵者の後継ぎに関する「置後律」等が見える。

さらに、職業上の規定を記したものとしては、官職ごとの秩禄を定めた「秩律」、吏の規定を記した「置吏律」、史・卜・祝に関する「史律」、国家に仕える工匠の徭役を定めた「復律」、農民の田地に関わる「田律」等が挙げられる。

市場の規定を記した「口市律」（□の文字は未詳）、貨幣や黄金に関する「錢律」は、当時の経済生活と関わるものであり、また、駅伝施設における食糧の支給を定めた「伝食律」や、郵便上の規定を記した「行書律」は、当時の駅伝制度や郵便制度を窺う上でも興味深い史料である。『二年律令』には、他にも、実に多様な法令が収められている。

『二年律令』は、居延漢簡や敦煌漢簡と共に、漢代の法律制度を窺う上で貴重な史料を提供している。また、本書に記される法令中には、睡虎地秦簡・龍崗秦簡等の秦律や、唐律と類似する規定も多い。即ち、本書は、漢律研究のみならず、秦律から漢律を経て、唐律に至るまでの法制史の継承・発展の過程を考察する上で重要な文献であると言える。

### 『奏讞書』(そうげつしよ・そうげんしよ)

#### (1) 書誌情報

全二百二十八簡(完整簡二百二十六簡、残簡二簡)。両端は平奇。簡長は二十八、六、三十、一cm。三道編綫。第二百二十八簡(末簡)の背面に「奏讞書」と記されている。

#### (2) 概要

本書は、裁判の審理記録を集めたものであり、二十二の案例よりなる。いずれも判決が困難な案件が取り上げられ、告訴から判決に至るまでの過程が記録されている。

案例には、春秋時代や、秦王政の治世下のものが含まれるが、中心となっているのは漢の高祖期の案例である。

審理内容については、例えば、県令による官有穀物の横領、吏による公文書偽造や官有奴隸の致死事件、戦時における奴隸の逃亡、逃亡奴隸の隠蔽や逃亡奴隸との結婚、敵前逃亡に関する処罰等、多岐に渡る。本書には、県令や吏等の役人の犯罪が見える一方で、奴隸等の社会的低階層の人々に関する犯罪も多く見える。これらはいずれも、通常は歴史記録に残ることのない比較的小さな

事件について記したものであり、それだけに、前漢初期

における社会実情の一端を映し出す生々しい史料である  
と言える。また、『奏讞書』は、解決困難な審議を上級機  
関に上申する際の書式の見本であった可能性が指摘され  
ており、類似する文献には、睡虎地秦簡『封診式』がある。

本書の中には秦王政の治世における案件が数件含まれ  
ているが、これは漢制が秦制を承けて成立したことも  
関連するであろう。

さらに、春秋時代の案件二例が含まれている点も本書  
の特色である。一つは、衛の史猷が料理人の無罪を証明  
する内容であり、『韓非子』内儲説下篇にも類似の故事が  
見える。もう一つは、魯の柳下恵と魯君との窃盜事件を  
めぐるやりとりである。前漢初期には、『春秋』に示され  
る評価を基準に判決を下したことが知られているが、こ  
れらの史料も同様の役割をもっていた可能性が考えられ  
る。

『奏讞書』は、前漢初期の裁判記録ではあるが、そこか  
らは裁判制度のみならず、官僚機構、奴隸制度等、実に多  
様な漢代社会の実相が浮かび上がってくる。そうした意  
味でも、本書は高い史料の価値を有していると言えよう。

## 『脈書』(みやくしよ)

### (1) 書誌情報

全六十六簡(完整簡六十四簡、残簡二簡)。両端は平斉。

簡長は三十四・二〇三十四・六〇。三道編綫。第一簡(首  
簡)の背面に「脈書」と記されている。

### (2) 概要

本書は、疾病の診断法・治療法を説く医学書である。

その内容は、およそ次の三段に分けることができる。

#### ① 各種疾病の名称

#### ② 経脈、及びそれに関連する疾病

#### ③ 様々な病状とその対処法等についての雑記

①では、身体の各部位(頭・目等)とそこに発症する  
疾病(六十余种)が、概ね頭部より下肢へと順に記され  
ている。例えば、冒頭部には「病在頭、農(膿)為髡、  
疔為禿、養(癢)為鬻」とあり、疾病の生じる部位(頭)、  
症状(「膿」「疔」「癢」)、病名(「髡」「禿」「鬻」)が記  
される。なお、これらの病名の中には、馬王堆帛書『五  
十二病方』と一致、或いは類似するものも見える。

②では、体内をめぐる脈の種類(陽脈六種と陰脈五種)

とそこに生じる疾病について述べられている。この部分  
は、馬王堆帛書『陰陽十一脈灸經』甲本・乙本と多くの  
重複部分を持ち、字句に多少の異同はあるものの、両者  
は基本的に同一の資料と見なすことができる。また、『靈  
樞』経脈篇と一部重なる箇所も見え、『靈樞』の素材の一  
つであった可能性も考えられる。

③では、死に至る症状とその対処法、骨・筋・血・脈・  
肉・気の六者と疾病との関係、脈による診断方法とその  
治療法等、多様な論が展開されている。なお、この部分  
は、馬王堆帛書『脈法』『陰陽脈死候』と多くの重複箇所  
を持つ。

以上のように、本書は馬王堆帛書中の医学関連文献と  
重複するものが多く、これによって前漢初期にこれらの  
医学書が広く流布していたことが分かる。『脈書』を含む  
これらの資料は、前漢初期における医学を解明する上で、  
価値を持つものである。

## 『引書』（いんしよ）

### （1）書誌情報

全百十二簡（完整簡百八簡、残簡四簡）。両端は平齊。

簡長は三十〜三十・五cm。三道編綴。第一簡（首簡）の  
背面に「引書」と記されている。

### （2）概要

本書は、養生と導引に関する書であり、広い意味での  
医学書に属する。その形式及び内容から、次の三段に分  
けることができる。

- ① 四季に応じた養生法
- ② 導引術の術式、及びそれを用いた疾病の治療法
- ③ 導引と養生の理論

①では、四季の変化に従うことが彭祖の長寿の秘訣で  
あるとし、以下、四季に応じた養生法を説く。その具体  
的内容は、起床・沐浴・飲食等の生活習慣に関わるもの  
で、各季節に適した生活を送るべきであると述べられて  
いる。同様の養生論は、『素問』四氣調神大論篇にも見え  
る。

②では、導引術の各術式と、導引術を用いた疾病への  
対処法が説かれている。前半部では、導引術における各  
術式四十一種の名称（竹簡破損のため名称不明のものも  
含む）、その具体的な動作、それを行う回数等が記される。  
また後半部では、様々な疾病に対し、導引術を用いた治

療法が述べられている。

③では、疾病の原因・予防に関する養生理論が示されており、その中には『老子』と類似する一文も見える。

嘗て馬王堆漢墓から出土した『導引図』には、導引術における各術式の名称と、その姿勢を表した絵図とが記されていた。ただし、『導引図』には文字による説明はなく、動作の詳細や導引の理論については不明であった。

これに対して『引書』には、絵図は付されていないものの、各術式の動作の過程が文字で説明されており、動作の連続性が分かる。両文献中には類似、或いは共通する術式も見えるが、共通する名称であっても、異なる動作を指す場合があり、注意を要する。

馬王堆帛書『導引図』に続く『引書』の発見は、導引技法に関する新しい知見をもたらすと同時に、こうした導引術が前漢初期において、盛んに行われていたことを物語っている。

### 『算数書』(さんすうしよ)

#### (1) 書誌情報

全百九十簡(完整簡百八十三簡、残簡七簡)。両端は平

斉。簡長は二十九・六く三十・二cm。三道編綴。第六簡背面に「算数書」と記されている。一部の竹簡には、その最下部に「楊」「王」等の書写者、或いは校訂者の名称と思われる記述がある。

#### (2) 概要

本書は、多くの計算問題を記した数学書で、「相乗」「分乗」等、六十九の算題からなる。各算題は主に、算題名・問題文・解答・計算方法の説明、以上の四部分で構成されている。

算題の内容は、算術・幾何・代数の部門を広く包括しており、分数の増減や乗法に関する計算、図形の面積や体積の求め方、各種の比例問題等が記載される。

具体的には、穀類(粟・米)の換算方法を記した「粟求米」題、利息に関する「息錢」題、毛皮にかかる関税を求める「狐出関」題、田地の課税についての「税田」題等、実生活に関わる計算問題が示されている。その他、「除」題は墳墓造営時における採土量を計算するための算題、また「飲漆」題は納税された漆の検査に用いられた算題であるとの指摘がなされており、これらも概ね実用的な計算法を記したものであると考えられる。以上に加え、墓主が下級官吏であったと推定されていることから、本書は、官吏が実務上様々な計算を行う際に使用し

た指南書であつた可能性が高い。

これまで現存最古の数学書としては『九章算術』が知られていた。その成書時期については、前漢中期説から後漢初期説まで諸説あるが、いずれにしても、前漢初期の写本である『算数書』は、それを溯る数学書となつた。『算数書』中の算題は、『九章算術』と多く類似しており、中には「少広」のように、同一の名称も見える。従つて、『九章算術』の成立を考える上でも、本書は重要な意義を持つと言える。

このように、『算数書』は、中国古代における数学の体系や発達状況を示すものであり、また、そこに記載されている算題を通して、税制や田制等、当時の経済社会の状況をも窺い知ることができる。

### 『蓋廬』（がいろ・こうる）

#### (1) 書誌情報

全五十五簡（完整簡五十四簡、残簡一簡）。両端は平斉。簡長は三十〜三十・五cm。三道編綫。第五十五簡（末簡）背面に「蓋廬」と記されている。

#### (2) 概要

本書は、春秋末の呉王闔廬（「闔閭」とも表記）と伍子胥の問答形式によって構成された、一種の兵法書である。主として伍子胥の兵法が説かれており、その中には一部、兵陰陽家に属する用兵法が見える。

竹簡の形式、及びその内容から、『蓋廬』は全体を九章に分けることができる。各内容は以下の通り。

- 第一章 天下統治について（総論）
- 第二章 「天之時」について
- 第三章 布陣法
- 第四章 兵陰陽家の用兵法
- 第五章 兵陰陽家の用兵法
- 第六章 敵情の観察と攻撃方法
- 第七章 敵軍と対峙後の対処法
- 第八章 国内における攻撃対象
- 第九章 国外における攻撃対象

第一章は、軍事のみならず、広く天下統治に言及する総論的な性格を備えた章である。第二章以下は各論であり、個別の軍事論が展開されている。第二章・第四章・第五章では、兵陰陽家の思想が中心となっており、主に陰陽・日月・四時・五行に基づく用兵法が示される。第

三章は布陣法を説き、第六章・第七章では、戦場における敵軍への対処法を記す。この部分は、『孫子』等にも類  
似の論が見え、兵権謀家の用兵法との関連性が指摘でき  
る。第八章・第九章では、民を救い、乱を治める手段と  
して兵（軍事）を位置づけた上で、国内外の攻撃対象を  
列挙する等、軍事に対する本書の基本姿勢も垣間見える。

兵陰陽家の用兵法については、『六韜』等の伝世文献の  
一部に断片的な記載が見えるほか、馬王堆帛書『五占星』

『天文氣象雜占』等にも関連する記述が見える。しかし、  
『漢書』芸文志に記録されている兵陰陽家の著作は早く  
に佚したため、その具体的な用兵法については不明な点  
が多く残されていた。『蓋廬』には、『漢書』芸文志の兵  
陰陽家の説明にほぼ合致する内容が含まれており、兵陰  
陽家の思想を考究する上で非常に貴重な資料を提供する  
こととなった。